いじめ防止等のための基本的な方針

<学校教育目標>

相手に生きることによって自己を生かす

-向上心・思いやり・心身の健康-



金色に浮き彫りした中の字は中学生の 誇りをあらわし、その基盤に開校当時 の更埴市章をもちいている。三本のペ ンは三通学区と、生徒の「智」「仁」「勇」 をあらわし、三角の外形は全校の和を 表現している。

平成26年6月策定平成31年2月改定

千曲市立更埴西中学校

<目次>

| I | | 本校におけるいじめ防止等の方針 · · · · · · · · · · · · p 2 | |
|---|---|------------------------------------------------------|--|
| | 1 | いじめを許さない学校づくり | |
| | 2 | いじめ防止等に関する基本的な取り組み | |
| | | (1) いじめの未然防止 | |
| | | (2) いじめの早期発見 · · · · · · p 3 | |
| | | (3) いじめへの対応 | |
| | | (4) 学校と家庭や地域, 関係機関の連携 | |
| | 3 | いじめ問題の理解 | |
| | | (1) いじめをとらえる視点 | |
| | | (2) いじめの様態 · · · · · · p 4 | |
| | | (3) いじめの認知 | |
| | | (4) いじめの背景等 | |
| П | | いじめ防止等のための取り組みp 5 | |
| | 1 | 更埴西中学校いじめ防止基本方針 | |
| | 2 | いじめ防止等の対策のための組織 | |
| | | (1) 組織の構成 · · · · · · · p 6 | |
| | | (2) 役割 | |
| | 3 | いじめ防止等の具体的取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | (1) 未然防止の取り組み | |
| | | ① 授業や活動など学校生活全体を通じての取り組み | |
| | | ② 家庭との連携による「いじめは絶対に許さない」姿勢づくり | |
| | | ③ 生徒自身による主体的活動p 8 | |
| | | ④ 職員の資質の向上 | |
| | | (2)早期発見の取り組み | |
| | | ① 日常活動 | |
| | | ② 相談体制の充実 | |
| | | ③ アンケート調査の活用 ······p 9 | |
| | | (3) 取り組みに対する評価 | |
| | | (4) いじめが起きたときの対応 | |
| | | ① いじめが起きたときの初期対応 p 1 0 | |
| | | ② 支援・指導のポイント | |
| | | (5) ネット上でのいじめへの対応p 1 | |
| | 4 | 重大事態発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| Ш | | 資料等 | |
| | 1 | L = a | |
| | 2 | *************************************** | |
| | 3 | 相談窓口「ひとりで悩まないで」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |

I 本校におけるいじめ防止等の方針

1 いじめを許さない学校づくり

《学校教育目標》「相手に生きることによって自己を生かす」

本校では「相手に生きることによって自己を生かすことのできる人間を育成する」を学校の教育目標,教育活動の基本にすえ,一人一人の生徒が,自己表現,自己実現をめざして努力する学級づくりを核としてこれに取り組んでいる。

相手に生きるとは、「相手になって相手を見、相手の声を聞き、相手の命を育てて、開花させる」ことである。この相手とは、学習の場、生活の場で出会うすべてのものをさす。それは物語の主人公であり、自分の心であり、また美であり、自然現象であり、数理であり、技能であり、自己の出会うすべてのものである。

また,生徒の自己表現,自己実現は,相手に生きることによってのみ実現できる。相手の内なる語りかけに耳をすまし,それを自分にくい込ませていくことである。

このような人間形成を志向し以下の具体目標を設定する。

《目指す生徒の姿》

- 1. よく考え主体的に最後までねばり強くやりぬく生徒。
- 2. 気づきよく、やる気十分な生徒。
- 3. 人の立場を尊重し、思いやりをもち、協力できる生徒。
- 4. からだをきたえ健康な生活のできる生徒。

《教師の心構え》

- 1. ひとりひとりの生徒をよくみぬいていこう。
- 2. 心の結ばれた人間関係をつくろう。
- 3. 常に深く求めていこう。

以上を踏まえ、本校では、この<u>学校教育目標を具現化することが、いじめが起こりにくい</u> 学校となり、いじめを早期に発見し解決できる学校と捉えている。

2 いじめ防止等に関する基本的な取り組み

生徒の目指す姿を具現するため、次のような取り組みを進める。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性がある。そうしたトラブルが深刻ないじめ問題とならないように、心の通い合う人間関係を構築できるよう生徒を育み、いじめを生まない学級、学校をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる(未然防止)」という考え方への転換が欠かせない。そこで、すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ○生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心を 育み、お互いの人格を尊重し合える態度や**心の通い合う人間関係**を構築する能力を養う。
- ○生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに,安心して学習することができる**規律ある学習環境**づくりに心がける。
- ○いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むと ともに、**自己有用感や充実感を感じられる集団づくり**を進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての職員が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつようにする。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、保健室を相談窓口とし、生徒や保護者に周知し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について共通理解を図る。いじめがあることが確認された場合は、いじめを止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧に対応する。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ、教育委員会等関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域, 関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。そのため、平素から保護者や関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、 当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響 を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象 となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

平成25年度から定義の他に以下の部分が追記された。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

参照:(資料)文部科学省「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」

本校では、「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」 に当たるのかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を 客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけてより良い人間関係づくりをめざした指導の立場を重視する。

(2) いじめの様態

「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた子どもの感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、いじめに対する報復的な行為も、正当化されるものではない。

<主ないじめの行為〔例〕>

- ①冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ,集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等(インターネット等の情報機器端末を通じて行われるもの)で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他,人の尊厳を著しくおかす行為 など

(問題行動調査より)

(3) いじめの認知

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので,表情や様子をきめ細かく観察したり,本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても,加害行為を行った生徒に対し適切に指導する。
- 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味して対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握する ことができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながっ た具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景等

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取り巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られるだけでなく、日常的な未然防止にもつながる。

ア) いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が 減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躾が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめと する教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だ

とよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴える ことをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ) いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、 意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切られ、 絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことも必要である。

ウ) いじめをする生徒の心情

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には,不安や葛藤,劣等感, 欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因として

- ①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとすること
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情など があげられる。

Ⅱ いじめ防止等のための取り組み

1 更埴西中学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の取り組みに対する基本的な考え方、いじめ防止等の取り組みの具体的な内容、いじめ防止等の取り組みの年間計画等を『更埴西中学校いじめ防止等のための基本的な方針』として策定。(平成26年)また、文部科学省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)」および全校生徒からの方針に対する意見質問等を踏まえて加除修正を行い、学校におけるいじめの防止等のための組織「ふれあいネットワーク更埴西中」にて改定を図った。(平成30年)

今後も,本方針を学校のホームページで公開したり,保護者に周知したりするなどして, 家庭や地域の理解を得ながら,いじめ防止等の取り組みを推進する。

さらに、生徒の状況や学校自己評価アンケートなどを勘案し、内容を点検したり、必要 に応じて見直したりする。その際は、保護者や地域の方の参画を図ったり、生徒の意見を 取り入れたりする。

2 いじめ防止等の対策のための組織

本校では、いじめ防止対策推進法第 22 条に規定される「学校のいじめの防止等の対策 のための組織」を「**ふれあいネットワーク更埴西中」**が担う。

本委員会は、学校、家庭、地域の関係者が連携し、いじめ及び不登校の未然防止、早期発見、早期対応、学校内外における生徒の安全な生活を保障することを目的とし、明るく 豊かな生活を願い、心身ともに健全な生徒の育成を目指す。

(1) 組織の構成

本会は次の者で構成する。

PTA会長が委員長, 健全育成会長と校長が副委員長を務める。(は小委員会)

学校関係者:校長,教頭,教務主任,生徒指導主事,学年主任,人権教育主任,養護教諭

保 護 者: PTA役員(正副会長,子育て支援副委員長,支部長会長,社会部長)

地域関係者:健全育成会長,民生委員代表,主任児童委員

関係機関:補導委員代表

心理の専門家(更埴西中学区スクールカウンセラー)他

また,小委員会の委員を中心に校内において,いじめ・不登校対策のための組織として も機動的な運営にあたる。

<小委員会の運営等>

校長・教頭 | …… 全体の統括, 渉外

教務主任 年間活動の位置づけ(アンケート・個別面談等)

生徒指導主事 …… 年間計画作成推進(アンケート作成・いじめ事案への対応)

人権教育主任 …… 年間計画作成推進,人権教育講演会(PTA と連携)

養護教諭 …… 相談窓口,いじめ事案への対応

学年主任 学年の取り組み(人権・道徳学習の推進), 個別事案の対応

|教育相談コーディネータ| … スクールカウンセラーとの連絡調整,小委員会等へのアドバイス等

(2) 役割

ア) 本会は次の内容を計画的かつ組織的に行う。

○年に1回(1学期中開催を予定)委員会を開催し、連絡協議を行う。 また、連絡協議すべき事案が発生した場合には臨時会を随時開催する。

- ○いじめ・不登校未然防止, 安全に資するための各種資料成。
- ○いじめ・不登校や安全に関する各機関の連絡調整。
- ○いじめ・不登校や安全に関する情報収集と共有,対策。
- ○学校のいじめ防止等の取り組みに対する評価(意見等)を行い改善に生かす。
- イ) 小委員会は次のような学校の取り組みを中心となって推進する。
 - ○学校のいじめ防止等の取り組みの計画立案と評価
 - ・学校の取り組み計画を確認する。
 - ・取り組みに対する振り返りを行う。
 - ○学校のいじめ防止等の情報発信
 - 学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
 - ・取り組みの状況や成果についても情報発信する。
 - ○いじめの早期発見,早期対応
 - ・アンケートを各学期に行い状況を把握する。また、必要に応じて対応する。
 - ・アンケート結果をもとに、個別面談を行う。(教育相談日の設定)
 - ・いじめを認知した場合、内容に応じた組織で対応し、指導の方向を決定する。
 - ○教職員の研修, 意識啓発
 - ・年度当初に研修会を開催し学校基本方針を全職員が共通理解する。
 - ・ 法規にかかわるいじめ問題への事例検討会を企画する。(職員会議ミニ研修等)

3 いじめ防止等の具体的取り組み

校長のリーダーシップのもと「ふれあいネットワーク更埴西中」及び日常的に職員が一 致協力して推進する。また、必要に応じて、保護者の協力を得たり、市教育委員会や関係 機関・専門機関と連携したりして取り組む。

また,「学校自己評価アンケート」や「いじめアンケート」の結果より,成果と課題を明らかにし,次の取り組みの検証等を行う。

(1) 未然防止の取り組み

① 授業や活動など学校生活全体を通じての取り組み

ア 教科の授業で

- ・授業中のルールを守り、規律のある学習環境の中で、安心して学習できるようにする。
- ・自分の考えを伝えたり相手の考えを尊重したりする態度を身につけ、互いを認め合い ながら高め合う。
- ・「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、 生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見が出せるようにする。
- ・「わかる授業」を展開するとともに、一人一人が活躍できるよう心がける。
- ・グループ学習等多様な学習形態を工夫し、生徒がお互いに力を合わせて学び合う環境を 整え、自ら成し遂げる体験を味わいながら学習する。

イ 道徳や人権教育の授業で

- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容を学ぶ 場面では、実生活や体験に目を向け、他人事ではなく自分事で語り合う。
- ・差別やいじめ等の問題は、被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを 学ぶと共に、「人権」や「法律」などもあわせて学ぶ。

ウ 学級の活動で

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手 の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるように する。
- ・学級学年合唱,レクリエーションなど気持ちを一つにして取り組む活動,仲間と協力して達成感を味わえるような活動を計画的に取り入れる。

エ 行事の中で

- ・学年行事(自然体験学習,キャリア体験学習,修学旅行など)では、目的やねらいに向かって挑戦する過程を大事にして、自己肯定感や達成感、人間関係の深まりが得られるよう、生徒は主体的協力的に取り組み、教師は一人一人の役割や活動を支援する。
- ・学校行事全般において,異年齢での構成や生徒一人一人の個性や特性が尊重される活動 を基にしながら目標が達成されるよう計画をする。
- ・地域行事や奉仕活動、PTA活動にも積極的に参加し、校外で地域の方々と触れ合う活動も、自己肯定感を高めたり人間関係を深めたりする場として有用に活用する。

② 家庭との連携による「いじめは絶対に許さない」姿勢づくり

- ・学校・学年・学級だよりで「いじめは絶対に許さない」という姿勢を周知するとともに, 全校集会やPTAの会合等でも周知を図る。
- ・1 学期、2 学期には人権教育の学習を重点的に扱う旬間や月間を位置づけ、PTA主催の「親子で学ぶ人権学習(講演会)」や「学年学級PTA」を開催し、保護者とともに、いじめ問題への取り組みを考え合う機会をもつ。
- ・1学期の参観日には生徒と保護者がともに学ぶ「情報モラル研修講演会」を行う。

③ 生徒自身による主体的活動

- ・生徒会による各委員会活動や部活動,または、日常的な活動である清掃や給食等,あらゆる場面で、自他の人権を守り、お互いがコミュニケーションをていねいに行うことで 人間関係形成能力を高めるよう努力する。
- ・当事者である生徒自身がいじめ問題に関心を高め、未然防止に積極的に取り組めるよう、 アンケート等により生徒の声を集め、生徒会等により出来る事から具体化していく。
- ○「意見箱 | 「いじめ相談ボックス | を設置して相談しやすくする。
- ○いじめはくだらないということを全校で1度話し合う。
- ○気づいたらすぐに相談します。そのために相談窓口を増やします。
- ○生徒同士でも、相談して解決できることは解決するように、生徒会で「いじめ解決委員会」 のような会をつくる。
- ○給食の時間にいろいろな人と話しながら会食できるようなことを考える。
- ○クラスでもっと話し合ったり遊んだりしてコミュニケーションを深める。
- ○清掃の取り組みは物への感謝の気持ちを育むので、清掃をもっと全校で大事にする。
- ○必ず相談できる人を3人以上決めておく。(事前にいつでも相談を聞いてくれることを約束しておく)
- ○ふざけていることがエスカレートしていじめになることがあるから, ふざけすぎないことを お互いに約束する。
- ○授業で色々な人とかかわることが増えれば、その人のいいところもたくさん見つかると思う。
- ○クラスだけではなく、学年、姉妹学級対抗など、全校での交流会を増やして、良いところを 見つけあう。
- ○1 人では判断せずに、誰かに相談して他の意見や考え方を聞いてみる。
- ○団結が深まるクラスレクを企画して朝や放課後(西中タイム)にやる。
- ○陰口もいじめにつながるので、その人がいないところで、その人の話しをしない。 「○○さんてさ~」などを言わない。
- ○いじめの加害者も被害者も、ケアする友だちが必要だと思うので、ケアしあえる人をつくる。 (ピアサポート活動等)

④ 職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。
- ・授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる学級づくりに取り組む。
- ・教師自身が人権感覚を高め、生徒に寄り添った指導を心がける。
- ・一人一公開授業を全職員が実施し、生徒指導的視点から授業を振り返る機会をもつ。

(2) 早期発見の取り組み

① 日常活動

- ・生徒と教師がともに過ごす時間を確保し、いつでも生徒の相談に応じたり、声がけをしたりする。
- ・生活記録を通して、生徒と教師による個別の会話(日常の何気ないやりとりやちょっと した悩み相談等々)をすることで、生徒一人一人の気持ちや状況の変化を知るとともに、 保護者との連携を図る。

② 相談体制の充実

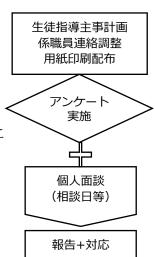
- ・「校内相談窓口」の設置・・・生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように保健室に 相談窓口を置き、相談しやすい職員に誰にでも相談できる。
- ・「教育相談コーディネータ」の役割・・・学校関係者に相談しにくい場合は、教育相談コー

ディネータを通じて,第3者であるスクールカウンセラーや外部機関の紹介などを行う。 また,カウンセリング等の日程調整を行う。

- ・「教育相談日」の位置づけ・・・年間3回,全生徒一人一人との相談を実施する。この際, 学級担任だけでなく,生徒が相談しやすい相手と相談できるように配慮する。
- ・いじめの可能性を発見したり情報を得たりした場合は、一人で抱え込むことなく、相談しやすい人と共有し、できるだけ早く大人(先生や保護者等)に伝える。また、相談を受けた場合は、複数の人とチームを組んで正しい方向に導くよう対応する。
- ・「ふれあいネットワーク更埴西中」の設置・・・いじめ等が学校だけでは解決が難しい場合は、いじめの根絶を主たる目的とした育成会等の地域諸団体代表者を委員としたこの組織に依頼し、相談および解決を図る。

③ アンケート調査等の活用

- ・「学校生活アンケート」や「学校環境適応感尺度 (ASSESS)」「スマホ携帯アンケート」などを実施し、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級指導や生徒理解に役立てるとともに、生徒との相談に活用する。
- ・アンケート調査は、教育相談日前に行い、アンケート内容を 個人面談で丁寧に聞き取ることで、より相談しやすくする。
- ・学校生活にかかわるアンケートは、学期に1回程度行う。 (例:1学期6月中旬、2学期11月下旬、3学期:2月下旬)
- ・アンケートの実施は、生徒指導主事が各学年の生徒指導係と連絡 調整をして計画し、学級担任により短学活等を利用して実施する。
- ・アンケートは主に担任が確認し、面談と合わせてその内容を丁寧に 確認し、結果を学年主任や生徒指導主事へ報告する。
- ・生徒指導主事は全校を集約し、教頭へ報告する。
- 教頭は、校長に報告すると共にアンケートの保管を行う。
- ・学校長による指導方針に基づいて関係職員で指導。 重篤化する可能性のある事案は、小委員会で検討し対応。 重大事態またはその可能性のある事案は、「ふれあいネットワーク 更埴西中」の開催を依頼すると共に、市教委の指示に従う。



(3) 取り組みに対する評価

生徒は、1の(3)「生徒自身による主体的活動」について、年に数回自己評価を行い生徒自らの取り組みを振り返るとともに、あらたな取り組みを検討する。

教師は、「更埴西中学校いじめ防止等のための取り組み」について、年に1度見直しを するとともに、「学校自己評価アンケート」による評価を行う。

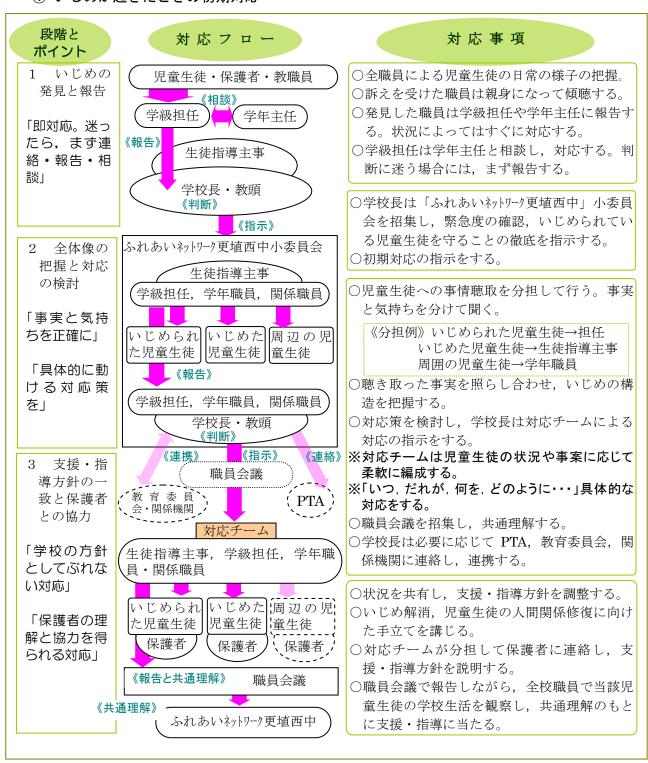
「ふれあいネットワーク更埴西中」会議において,以上の取り組みを報告する。また,家庭や地域に公表(通知やHP等)する。

(4) いじめが起きたときの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で対応せず、速やかに「ふれあいネットワーク更埴西中」小委員会等を中核とした組織により対応をする。

以下に、対応の流れをまとめる。

① いじめが起きたときの初期対応



② 支援・指導のポイント

ア いじめの発見を受けたときの対応

・いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり抱え込んだりせず、必ず相談・報告する。

イ 事実確認

- ・チーム (関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員で分担し、速 やかに関係生徒から正確に状況等を聴き取る。(記録をていねいに取る)
- ウ 事実関係を明らかし迅速に保護者にも伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

- エ いじめられた生徒・保護者への支援
 - ・「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝 えたうえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境を整える配慮を行う。 オ いじめた生徒への指導と保護者への助言
 - ・いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」ことを指導する。
 - ・問題の解決を急ぐあまり形式的謝罪を促したりすることなく、自身の行為を振り返り 共に成長するために一緒になって考える。
- ・いじめた生徒の様々な背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるよう指導する。 カいじめが起きた集団(加害者、被害者以外の生徒)への指導
 - ・いじめを見ていた,知っていた生徒には自分の問題として考えるようあらためて指導 する。今後自分たちにできることを考える。
 - ・はやし立てたり、同調したりした生徒には、いじめに加担する行為であることを理解 させるとともに、集団(クラス等)の力で「いじめをなくしていこう」という態度を共 に育てる。

(5) ネット上でのいじめへの対応

生徒のインターネット利用によるいじめ等(誹謗中傷、名誉毀損や人権侵害など)の発生予防については、研修会や講演会等を通じて積極的に学び、新しい情報を共有し被害にあわないよう心がける。

万が一被害や加害者となってしまった場合は、各家庭(保護者)による指導を基本としたうえで、生徒が複数関係している場合や学校生活に起因している場合は、学校と保護者が連携して、以下の点について指導にあたる。

- ①「ネット上のいじめへの対応」を基本に対応する。
- ② 関係機関や警察に対応を依頼する場合は、保護者の判断とする。
- ③ 不適切な書き込みや動画等は、被害の拡大を避けるため直ちに削除の措置を講ずる。
 - ・掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷等の書き込み
 - ・被害生徒へは心のケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う。
- ④ 【ネット上のいじめへの対応】

《削除依頼と削除の確認》

(1)掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法(メール)の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して 削除依頼。

(2)掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、 管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ(掲示板 サービス提供会社等)へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、 警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応 方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課 サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター (http://www.ihaho.jp/)
- 地方法務局「子どもの人権 110 番」 0120-007-110
- 教学指導課心の支援課 026-235-7436

【ネットトラブルでの対応】

《「ネット上のいじめ」の発見/生徒・保護者等からの相談》

生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、 生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》

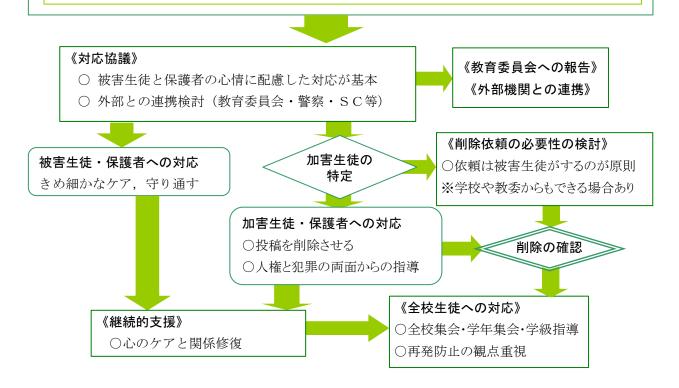
学校長を中心とする対応チームを編成し, 指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》

- 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。
 - ① 証拠の保全, ② 発見までの経緯, ③ 投稿者の心当たり, ④ 他の生徒の認知状況

◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。



<連携先と担当者>

- ○千曲警察署生活安全課・・・・生徒指導主事,教頭
- ○稲荷山医療福祉センターなど医療機関・・・・特別支援教育コーディネーター、養護教諭
- ○千曲市子ども未来課・・・・教頭

4 重大事態発生時の対応

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。

(児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき)

- (1) 重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。
- (2) 重大事態が発生した場合は速やかに千曲市教育委員会に報告する。
- (3) 千曲市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

【学校が調査主体の場合】

- ①校長の下,危機対応チーム(本校では「ふれあいネットワーク更埴西中」)を開き 中核とした調査委員会を設置する。
- ②公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や 福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係 者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図る。
- ③千曲市教育委員会を通じ長野県教育委員会心の支援課に支援を要請する。 (「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と調査委員会の設置について」参照)
- ④重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、 どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があっ たか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的 に明確にする。
- ⑤いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で十分な聴き取りを行うとともに,生 徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ⑥質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に 提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対 象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。
- ⑧いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い,調査の経過を知らせておく。
- ⑨他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。 ⑩調査結果について千曲市教育委員会に報告する。
- ⑪いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

【教育委員会が調査主体の場合】

①調査の実施にあたっては、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に 協力する。

- ②調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ③状況にあわせた継続的なケアを行い,落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等 をする。

④その他の留意事項

- ・生徒の命に係る事態が起こった場合は、その後の連鎖防止に資する観点から、 「背景調査」を実施する。
- ・調査では、事態に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族等 の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、千曲 市教育委員会の指示に従って行う。
- ・重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(参考資料)

1 いじめ防止等の取り組み年間計画

| | 人権教育月間 | 教育相談 | 道徳(内容項目) | | w = 11 | |
|-------|---------------------------|-------------|----------|---------|----------------|---------------------|
| | 集会 講演会等 | アンケート等 | 1年 | 2年 | 3年 | その他 |
| | | | 理想の実現 | 個性の伸張 | 人間愛・思 | |
| 4月 | | | | 生命の尊重 | いやりてき、ハ | |
| | | | | | 正義 · 公 正·公平 | |
| | 《人権週間》 | 携帯アンケート | 個性の伸張 | 信頼・友情 | 生命尊重 | あいさつ運動 |
| | ○人権 ○人権標語募集 | 175m / イク・ド | , | J | J, | (生徒会) |
| 5月 | O) TIE MARION NO. | | 人権教 | 対育係の計画に | よる学習 | (上ルム) |
| | | | | | | |
| | | 学校生活SOS | | 感謝 | | ふれあいネット |
| 6月 | | 調査(いじめア | | | | ワーク更埴西中 |
| 0 / 1 | | ンケート) | | | | |
| | ○桂却ェニュ誰辛◆ | Q-U検査(P) | 田 1 の世の | /=\d; | 田 / a #4.页 | |
| | ○情報モラル講 ☆☆ (親子) | | | | | 情報モラル職員 研修 |
| 7月 | (VDP 1) | | | | | 7119 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 8月 | | | | | | |
| | | | | | - | |
| 0 🗆 | | ~ = | | TVA | | |
| 9月 | | ゴ 月' | 中に修 | 止才疋 | | |
| | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 月 | | | | | | |
| | 《人権教育強調月 | | | | - | 資料「あけぼの」 |
| 11 | ○満天の星との交 | | | | | 活用 |
| 月 | ○校長講話 | | | | | ふれあいネット |
| | ○人権教育講演会 | Q-U検査(C) | 人権教 | (育係の計画に | よる字省 | ワーク更埴西中 |
| 12 | | 教育相談 | | 自他の尊重 | | |
| 月 | | | | | | |
| | | 学校生活SOS | 信頼・友情 | | 自他の尊重 | |
| 1月 | | 調査(いじめア | 生命の尊重 | | | |
| | | ンケート) | | | | |
| | | 教育相談 | 生命の尊重 | | 感謝 | 学校自己評価委 |
| 2月 | | | | | | 員会 (評価) ア ンケート公表 |
| | | | | | | マクード公衣 |
| | | | 自他の尊重 | | | |
| | | | 正義・公 | | | |
| 3月 | | | 正・公平 | | | |
| | | | | | | |
| | | | 道徳の視点を | 大切にした学 | 習指導 | あいさつ運動 |
| 通年 | | | | | | (生徒会) |
| 地十 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

・文部科学省通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」(25 文科初第 246 号参照)

| | | ・ |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめの態様(※) | 川割伝規及び事 | 例 「事例」は,例を示すことで理解を深めるための一例である。 「 |
| ひどくぶつかられたり叩 | 暴行 (刑法第 208 条) | 事例1:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲 役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 |
| かれたり蹴られたりする。 | 傷害 (刑法第 204 条) | 事例2:顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 軽くぶつかられたり叩か れたり蹴られたりする。 | 暴行 (刑法第 208 条) | 事例3:プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲 役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 |
| 嫌なことや恥ずかしいこ と, 危険なことをされたり, | 強要 (刑法第 223 条) | 事例4:断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して 脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利 の行使を妨害した者は、3年以下の懲役 |
| させられたりする。 | 強制わいせつ (刑法第 176 条) | 事例5:断れば危害を加えると脅し、性器を触る。 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役(13歳未満も同様) |
| 金品をたかられる。 | 恐喝 (刑法第 249 条) | 事例6:断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役 |
| 金品を隠されたり盗まれ | 窃盗 (刑法第 235 条) | 事例7:教科書等の所持品を盗む。 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| たり壊されたり捨てられた りする。 | 器物損壊等 (刑法第 261 条) | 事例8: 自転車を故意に破損させる。 他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万 円以下の罰金若しくは科料 |
| 冷やかしやからかい悪口 | 脅迫 (刑法第 222 条) | 事例9: 学校に来たら危害を加えると脅す。 生命,身体,自由,名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人 を脅迫した者は,2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| ・ や脅し文句,嫌なことを言 われる。 | 名誉毀損,侮辱 (刑法第 230 条) | 事例 10:校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた、気持ち悪い、うざい」など悪口を書く。 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 |
| | 脅迫 (刑法第 222 条) | 事例 11: 学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。 生命, 身体, 自由, 名誉又は財産に対し害を加える旨を告知し て人を脅迫した者は, 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
| パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 | 名誉毀損,侮辱 (刑法第 230 条) | 事例 12:特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて「万引きしていた、気持ち悪い、うざい」などと悪口を書き込む。 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 |
| 2 C11V30 | 児童ポルノ提供 (児童買春,児童 ポルノに係る行為 等の処罰及び児童 の保護等に関する 法律第7条) | 事例 13:携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略)前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も同様 |

(※)いじめの態様:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「いじめ」調査項目より引用

